

「自然栽培」による障がい者就農への取組み ～株式会社パーソナルアシスタント青空～

調査研究部 濱田 健司

1. はじめに

株式会社パーソナルアシスタント青空（以下、法人とする）は、愛媛県の障がい者の就労継続支援事業B型（以下、B型とする）¹で「自然栽培」による農業で平均5万円もの高い月額賃金を支払っている。しかも、その内容は露地を中心とした野菜、果樹、そして米の生産である。法人は松山市の郊外住宅街に立地し、周辺の耕作放棄地であった水田・畑、山間地の耕作放棄地であった樹園地・水田・畑などで農業生産に取り組んでいる。

2. 「自然栽培」とは

取り組む農業生産方法は有機農業の一つである「自然栽培」である（表1）。自然栽培とは、無農薬・無肥料による栽培である。『奇跡のリンゴ』の木村秋則氏による木村式自然栽培²ともいう。地域の自然、生物多様性を活かした生産方法である。

通常、日本では火山噴火後の植生遷移は「土⇒地衣類・コケ類⇒一年生草本⇒多年生草本⇒低木⇒陽樹⇒陰樹（極相林）」というように進む。この過程において肥料等の導入といっ

表1. 農業生産方法による主な相違

	種	慣行農法	一般的有機農業	自然栽培
		F1、購入、自家採取	F1、購入、自家採取	自家採取
生産時	肥料	施肥する	施肥する	施肥しない
	農薬	使用する	使用しない	使用しない
	土壌改良剤	使用する	使用しない	使用しない
	灌水	実施する	実施する	必要に応じて実施する
	農業機械	使用する	使用する	一部使用する ※ただし、小型が多い
	人手	あまりかからない	人手が必要である	人手が必要である
	農業リスク	ある	なし	なし
経営	費用	かかる	かかる	あまりかからない
	収入	市場価格	市場価格より高い	市場価格より高い
生産物	安全性	低い	高い	高い
	生命力	低い	やや高い	高い

（出典）筆者作成

- 1 就労継続支援事業B型は、障害者総合支援法に位置づけられた事業。通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うもの。
- 2 「自然栽培」は岡田茂吉氏（1882～1955年）、福岡正信氏（1913年～2008年）に通じる。岡田は、世界救世教の創始者であるとともに、「大自然を尊重し、その摂理を規範に順応する」原理に基づき、「より多くの生命が、より豊かに調和する」自然の方向性とそれに正しく関わる人間のあり方、農法について提唱した。福岡は農業で、不耕起・無肥料・無農薬・無除草という福岡式自然農法を提唱し、普及に努めた。

た人的作用は加えられないが、多様な雑草や昆虫や鳥や動物等の動植物が共生しながら遷移は進んでいく。この考え方が「自然栽培」の基本にある。例えば、雑木林にはどんぐりの実をつける木があるが、下層には雑草、低木、まわりには多種の樹木がある。また土中の微生物や爬虫類や昆虫や鳥や哺乳類もいる。その中でどんぐりの実は毎年稔る。これは木は人間が手を加えずとも、他の動植物との多様性を保ちながら、種（実）を残しているということである。

つまり「自然栽培」とは、人間が地域の水、大気、日照、土壌などの環境要因、そして生物多様性の関係を上手に見極めながら、植物の生きようとする力を引き出し生産する方法である。種も自家採取を重ね、地域に適応させ選抜したものが良い。目的は人間が自然に学び、心身ともに健康に成長するということである。

また生産された農産物には次のような特徴がある。それは①豊かな栄養素、②その種の本来の味、③植物自身の強い生命力（例えば台風被害等にあっても生き残ろうとする、また次世代をなんとしても残そうとする）、④アレルギーやアトピーなどを引き起こしにくいことなど、いわば「食物力」の高い農産物といえる。

法人は今から4年前にこの自然栽培に取り組み、独自で販売ルートも開拓し、障がい者への高い賃金支払いを実現している。

3. 法人の概要

(1) 株式会社パーソナルアシスタント青空

法人は、障がい者の就労を支援する就労継続支援B型事業、障がい者の移動や介護などの支援を行う居宅介護事業および重度訪問介護事業、障がい児の日常生活の訓練や指導を行う放課後等デイサービス事業・児童発達支援事業、そして高齢者（要介護者³）の自宅での介護を支援する訪問介護事業、障がい者および高齢者（要介護者）の福祉タクシー事業⁴を実施している。ほとんどの事業所は松山市内の住宅街に立地している（放課後等デイサービスの一部が西条市）。

法人の代表である佐伯氏は平成9年にゲーム機部品製造の下請けをする家業を継いだ。だが、発注元が海外工場への発注先を変更したことなどにより、会社（当時有限会社）は危機的状況となった。また平成12年、不妊治療の末に三つ子の姉妹を授かった。しかし、生まれてきた子供たち3人とも、出産時に脳へ十分な酸素が供給されなかったため、重度の障がい（脳性まひ）を持つこととなった。

佐伯夫婦はショックや子供に対する負い目を感じるなど、そこから一步前に進むまでに数か月の時間を要した。夫婦で子供たちのリハビリテーションや介護などに追われ、家事をすることや仕事を続けていくことも極めて厳しかった。佐伯氏は2年間仕事を休止した。そこでこうした状況を支えるために、地域住民約50名が「三つ子ちゃんを支える会」を結成し、家事や育児等の手伝いをするようになった。

当初、佐伯氏は障がい児の育児・介護・リハビリテーション等にかかる行政サービスを

3 要介護者とは介護保険の受給認定を受けた者、主に65歳以上の高齢者。

4 福祉タクシーは、法人の事業サービスを利用している者についてはヘルパー同行で市内10kmまで100円で利用ができる。

表2. 法人の概要

法人名	事業所名	事業種類	対象	内容	体制	利用者数	所在
NPO法人パーソナルアシスタント青空	パーソナルアシスタント青空	訪問介護	要介護者	身体介護、家事援助	スタッフ16名	10名程度	松山市
		重度訪問介護	身体障がい者	身体介護、家事援助	スタッフ13名 (一部兼務)	30名程度	松山市
		居宅介護	3障がい者	身体介護、家事援助、移動支援、通院介助・通院等乗降介助	スタッフ13名 (一部兼務)	80名程度	松山市
		福祉タクシー	3障がい者、要介護者	福祉車両1台、一般車両1台	スタッフ1.5名	30名程度	松山市
株式会社パーソナルアシスタント青空	こどもデイ青空	指定障害児通所支援（児童発達支援）	3障がい児、療育の必要性が認められた児童（手帳の有無は問わない）	日常生活における基本的動作指導、知識技能の付与、集団生活訓練など	スタッフ21名（兼務）	300名程度	松山市2か所
		指定障害児通所支援（放課後等デイサービス）	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童	学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など	スタッフ21名（兼務）		・松山市2か所（児童発達支援と同所） ・西条市2か所
	パーソナルアシスタント青空	就労支援事業B型	3障がい者	農作物の生産、販売	スタッフ5名（兼務）	15名	松山市
	メイド・イン・青空			B型の障がい者とともに農産物の生産、販売	スタッフ5名（兼務）		松山市

（出典）筆者作成

利用したが、その多くが「利用者や家族の立場ではない事業所都合のサービスである」と感じた。一方で欧米に支援者一人ひとりが障がい者一人ひとりと向き合い支援するというパーソナルアシスタント制度があることを知った。そこで自らもパーソナルアシスタントを目指し、障がい児の日常生活のためのデイサービスおよび障がい者の就労のためのB型を行う有限会社（平成25年より株式会社へ移行した）パーソナルアシスタント青空を設立することとした（表2）。また、自分たちを支えてくれた地域の方々への恩返しをするため、高齢者への福祉タクシーや訪問介護事業に取り組むこととした。そして障がい者の賃金をより向上させるために、松山青年会議所で活動していた福祉委員会のメンバーと共に、様々な縁を活かすNPO法人ユニバーサルクリエイティブを設立した⁵。

居宅介護事業は平成15年、訪問介護事業は平成16年、福祉タクシー事業は平成17年、最

写真1. 放課後等デイサービス



初のデイサービス事業は平成17年（残りは平成22年、平成24年）、重度訪問介護事業は平成18年、平成21年にB型を開始している。

全事業の利用者は要介護者、精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者、そして療育等を必要とする障がい児（手帳を有していない者も含む）である。障がい児を対象とした放

5 3つの円・緑・援により障がい者の自立を目指す「えんむすびプロジェクト」という取り組みを通じて、障がい者の賃金を向上させ、企業等との新たな連携システムを構築しようというものである。佐伯氏はこのNPOの代表でもある。

課後等デイサービス⁶事業所は松山市2か所のほか、西条市にも2か所開設している。障がい児は0～17歳までの約300名近い子供たちが利用している。一か所目の事業所を立ち上げてると、すぐに子供たちで満員となったことから、さらにニーズに応えるべく3か所の事業所を次々立ち上げた。

福祉タクシーは1台で職員が1.5人で対応し、20～30人の利用登録があるが、事業としては赤字である。

訪問介護事業の利用登録者数は80名ほどで、登録ヘルパーを含め30名ほどの職員で対応している。

居宅介護事業については移動・介護支援を行うと共に、個別支援計画を作成する職員は6名で、80名ほどの利用がある。

全従業員は約60名、うち正規職員は20名ほどである。職員の年齢は20～70歳と幅広い。障がい児担当以外の職員の多くは、前職は福祉ではない一般の業種である。

(2) 就労継続支援B型事業

B型では精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者15名および職員5名が農作業および販売にかかる作業に従事している。このメンバーは営利部門として位置づけられている「メイド・イン・青空」のメンバーでもある。職員はB型以外の利用者の法人内の送迎等の他の仕事に従事することもある。反対に農業の繁忙期には他の事業所の職員が作業を兼務することがある。

自宅と事業所間の送迎については職員が行い、片道最大30分程度かかる。事業所と農場間の送迎も作業職員が行う。事業所から農場までの時間は遠くても片道15分程度である。

このB型での月額賃金は平均5万円にも達し、2～10万円を支払っている。職員の給料については障害者総合福祉法の公的給付により賄われる。

農業の年間事業計画では「今年度は障がい者のためにいくら賃金を支払うのか」ということから計画を立て、その目標達成のために売上を設定し、事業内容を決めている。

4. 農業生産にかかる取り組み

農業に取り組むきっかけは、ある障がい者に農業をしてみたいと言われたことである。

また、佐伯氏自身が「自然栽培」に対して強い関心を持っていた。

管理する農地面積は水田2ha、畑3ha弱、樹園地2haで住宅地および山間地の耕作放棄地を借りている(表3)。農地は15か所に分散し、10～30aのものが多い。

山間地の水田1.5haは7年間にわたり放置され、一時は低木も生えた耕作放棄地となっていたが、法人が借り開墾し直した。

農地の多くは借りており、最初は農業委員会や地域住民から紹介してもらった。今では農業委員会からの「借りないか」という斡旋が増えている。地代は無料または年間1万円／1反ほどで借りている。

水田では水稻のほか、ジャガイモを栽培する2毛作も行っている。

表3. 農業生産の概要

	面積	販路	主な作業期間
米	2ha	直売所、ネット	5～10月
柑橘類	2ha	直売所、ネット、加工	11～2月
野菜	2ha	直売所、飲食店	3～11月
シイタケ	10a	直売所、飲食店	5・6～10・11月
梅	50a	直売所、加工	3・6月

(出典) 筆者作成

6 個別支援計画を作成し、療育・作業活動・園芸・パソコン・ムーブメント教育など実施している。学校が終わった放課後に子供たちを受け入れている。

生産する農作物は米、野菜80種類、柑橘類5種（温州ミカン・デコポン・レモン等）、シイタケ、梅などである。

作業時間は7時～15時（あるいは8時～16時）で、12時から13時が昼食時間である。職員は早めに来たり、遅く帰ったり、また土日でも出勤することがある。障がい者は土日休みとなっている。作業中の事故に対応するため民間の損害保険に加入している。

休憩は作業中に適宜とることができ、一人ひとりの障がい者の状況により異なる。すぐに休む者もいれば、長い時間休む者もいる。そのため、日によってはあまり作業ができない者もいる。

夏場は午前中に農場で作業した後、午後は選別や袋詰めなどの作業を室内で行う。春から秋までは野菜と米の生産と販売にかかる作業、冬場は柑橘類の作業が中心となっている。

作業計画は四季を考慮し、月間および週間ごとの計画を立てている。帰りの送迎後に職員がミーティングをし、その日の出来事について情報共有したり、翌日の作業内容を決定する。障がい者には当日の朝、作業内容を伝えている。

農業技術の習得にあたっては、職員の中の農業経験者や地域の農家が他の職員へ教え、その職員が障がい者に教え、技術を取得させている。また職員は「自然栽培」方法は地域環境に応じて異なることから、農場での日々の実地作業を通して、ノウハウを向上させ蓄積している。

障がい者は生産管理と機械操作以外のほとんどの作業に従事している。収穫後の袋詰め、商品へのステッカー貼りもする。

写真2. 左側50mほどを整備した農地



写真3. 下草のたくさん生えた樹園地



写真4. エダマメの収穫（雑草の中にエダマメ）



5. 農作業における特色

(1) 資材をほとんど使用しない

「自然栽培」であることから、農薬や肥料などの資材をほとんど使用しない。また畑と樹園地でもほとんど灌水もしていない。雑草が土中水分を保つ役割を果たすということである。

(2) 機械はほとんど使用しない

多くの作業は手作業である。大きな機械もほとんど使用しない。田植えや代掻きのために一部機械を利用するが、使っても重量の軽い小型のものである。重量のある機械は土を踏み固め土壌中に硬盤層を形成する。そのため根が下へ伸長できなくなることから、これを防ぐため重量の軽い機械でなければならない。

(3) 一斉作業

田植えや草取りや収穫など様々な作業をするとき、基本は機械で行うが障がい者と職員が一斉に集まり作業をすることがある。例えば20人ほどで田植えをすれば、20aほどなら2時間程度で終了する。他事業の職員や利用者とも連携し、臨機応変に作業スケジュールを組み、障がい者・障がい児・高齢者が共に様々な作業を行う。目的は必ずしも就労だけではなく、レクリエーションであったり、交流であったり、訓練であったりする。

(4) 様々な主体者の参加

収穫や田植えにあたっては、デイサービスを利用する障がい児が参加したり、地域の小学校の子供たち、高齢者が参加できるようなイベントも開催している。

写真5. 昨年、子供たちが田植えした水田



(5) 多様な農作物生産と作業

80種類を超える多様な作物の生産により、多様な作業や通年の作業を障がい者へ提供している。

(6) 障がい者も作業しやすい

肥料・農薬を使用しない農業生産方法であり、また灌水もしない。そのため、障がい者の作業は種まき、定植、草取り、収穫等が中心なため、農薬や機械のリスクに晒されることがなく安全であり、また作業量も多くなく時間に追われず比較的余裕を持って働くことができる。

(7) 耕作放棄地の有効活用と保全

住宅地および山間地の水田や畑の耕作放棄地を活用し、農地管理に取り組んでいる。

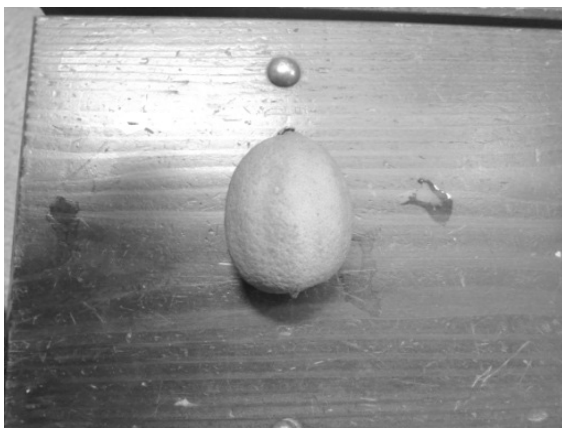
(8) 種の自家採取

近年、一般の多くの農家は種苗会社等から種や苗を購入しているが、法人では自家採取をしている。何代も同じ土地で育て、選抜する中で次第に形や収量の安定した農作物ができるようになる。また苗床には、近隣の竹藪にある表土1cm位までの土を無料で分けてもらい利用している。

(9) 腐らないレモン

自然栽培で栽培されたレモンは、半年経過しても腐ることなく、水分が蒸発し甘い香りを漂わせている。佐伯理事長曰く「腐るレモンではなく、枯れるレモン」⁷である。

写真6. 半年経過したレモン



6. 加工および販売

主な販売先は「メイド・イン・青空」のホームページによるネット販売、埼玉県の自然食の店1か所、神戸市の通信販売会社1か所、地元スーパー1か所、地元の飲食店2か所、マルシェ1か所、法人による直売1か所などである。

松山市内の居酒屋「じい屋」では食材として法人の野菜を提供し、またマルシェ（「ユニクリオーガニックマーケット」⁸）を開催し毎週土曜12～17時まで店頭（直売できるように改装した）で野菜を販売している。他の生産者の有機農産物も販売しており、法人は売上

写真7. じい屋の店頭



の10%をマージンとして支払っている。

さらに法人が街中にある焼き鳥屋跡の建物を借り（家賃5万円）、野菜や果物や米等の選別、ステッカー貼りなどの作業場として活用している。また、毎週土曜日8時半～12時半までは店内で野菜の直売をしている（こちらにも「ユニクリオーガニックマーケット」としても位置づけられている）。

自然栽培の有機農産物として扱われることから、通常の農産物より1.3倍ほど高い値段で売ることができている。また、法人による直売か、一つの業者しか通さないことから、より高い収益を得ることに繋がっている。柑橘類はジュースに加工⁹しており、生食より高い単価での販売を行っている。

年間の売上は合計で1,200万円ほどであり、米、野菜、ジュースがそれぞれ1/3ずつとなっている。

7 木村秋則『奇跡のリンゴ』（幻冬舎文庫）で紹介された木村氏の生産した腐らないリンゴと同じ。通常は腐食により、黒く変色し、臭い匂いを発するが、これらのリンゴやレモンでは水分が蒸発し、皮は固くなり実全体が縮んでいく。さらに、一般的有機農業でつくられたものは、化学肥料で育てたものより早く腐り、匂いもくさいという。

8 前述のNPO法人ユニバーサルクリエイティブの取組みでもあり、略して「ユニクリ」という。

9 ジュースの加工については、地元業者に委託し加工・瓶詰したものを、法人がステッカーおよび荷づめを行い販売する。

7. 「自然栽培」による効果

「自然栽培」は次の効果をもたらしている。

- ① 資材・水および機械もほとんど使用せず、種も自家採取していることからほとんど費用が発生しない。
- ② 生産された農産物は有機農産物であることから慣行農法の農産物より高価に販売でき、より多くの売上が実現できる。
- ③ その結果（加えて、地代もほとんどかかっていない。また直販および一か所しか中間流通がないため、流通コストが安い）、高い賃金支払いを実現できる。
- ④ 手作業が多いことから障がい者に多様な作業、通年の作業を提供できている。
- ⑤ 作業は農薬や重機を使用しないことから慣行農法に比べ安全である。
- ⑥ 耕作放棄地の管理ができる。
- ⑦ 障がい者や福祉団体が地域農業の新しい担い手となっている。
- ⑧ 生産された農産物は「食物力」の高い、安心・安全な食物である。
- ⑨ 「農の福祉力」のある自然と向き合う農作業は障がい者の労働時間や労働日数の延長に繋がり、より労働ができるようになっていく。一度も働いた経験のない障がい者であっても農業でなら働けるとしている。そして高い収入を得ることで生活保護がはずれた者もいる。

つまり、1) 働く（売り手）障がい者にとっては安全に働くことができ、やりがいと高い賃金の実現、2) 買う側にとっては安心・安全な食物の入手、3) 地域にとっては耕作放棄地管理と新しい担い手の創出となっているのである。「売り手よし、買い手よし、世間よし」という近江商人の「三方よし」を実現

している。

8. 多様な役割

(1) Aさん

4月に特別支援学校を卒業し、はじめて通所することになった18歳のAさんは重度の自閉症であるが、エダマメ収穫作業に同行した。だが、現在は実際に収穫作業に従事することはなく、作業メンバーの周りでただじっとしていたり、たまに声を発するか、収穫したエダマメのコンテナを数回運ぶ作業をしていただいただけであるが、月額賃金2万円を得ることができるようにしている。佐伯氏によれば「彼がその場にいるだけで他の職員や植物にも良い影響があると思う」、そして「しばらくすると働けるようになって、いろいろなことができるようになる」ということであった。

(2) Bさん

63歳のBさんは重度の聴覚障害を患っているがこれまでは30年間、左官の仕事をしてきた。水路の修復などは一目見て判断し対応できることから、農作業以外でも重要な役割を担っている。

(3) Cさん

60歳のCさんは、元食品卸売業に勤務していたが脳梗塞を患い、高次脳機能障害となった。草刈りが得意で、上手に仲間ともコミュニケーションをはかり、作業を行うことができていく。

(4) Dさん

47歳のDさんは30歳の頃に脳梗塞を患った。そのため左半身が麻痺し、ほとんど動かないが、米の選別を行っている。とても丁寧

写真8. 水路の点検



に選別し、一定水準の質の高い米の販売に役立っている。

(5) 職員Eさん

山間地の7年間放置された耕作放棄地（水田）は雑草だけでなく低木も侵入していたことから、ユンボで開墾することになった。そこで機械を借り、かつて土建業に従事していたEさんが作業を行った。

(6) 職員Fさん

かつてIT企業においてホームページのデザインをしていたFさんは、法人のホームページの制作・更新の担当をしている。

(7) 職員Gさん

Gさんは元市の職員であり、行政文書の作成や対応に従事している。

法人では障がい者をとても緩やかに長期的な視点から受けとめており、できることを探し出し、その特性に合った仕事や役割を持ってもらえるようにしている。そのため辞める者はほとんどいない。

また職員は前職の職種が多様であり、それを活かしている。そして前職が福祉職でないことから、一般的な視点から障がい者や事業についてとらえることができるという側面がある。

9. 課題

課題として、次のことがあげられる。「自然栽培」の技術は地域の環境によって異なるため、法人は独自で地域における農業技術のノウハウを蓄積しなければならないこと、そして安定した収量¹⁰が確保できるようになることが求められる。また、見た目や味について一定の水準¹¹の農産物を生産できるようになることである。実はこれは「自然栽培」に取り組む他の農業従事者も抱える課題である。このほか、販路の確保も大きな課題となっている農業従事者も多いが、法人はこの面は着実に乗り越えてきている。

そして年間を通した農産物生産や加工などの作業をより増やしていくことである。多様な作業があれば、今まで以上に様々な障がい者（障がい児、障がい者、要介護者等）が従事でき、安定就労・雇用に繋がるからである。

10 米の収穫量は反当り5～6俵であり、今後7～8俵を目指している。昨年はイノシシとジャンボタニシなどの影響を受けたが、今年是对処しているということである。法人は農業をはじめて4年であることから習熟の期間にあるといえる。

11 木村秋則氏によれば「自然栽培」は成功すれば美味しいが、失敗すると美味しくない」ということである。技術の差が出やすい生産方法ということである。

10. 新たな視座を加える

当該法人のような「自然栽培」による障がい者就農、特にB型の主たる取組みとしての農作業を「自然栽培」で取り組む事例は、全国では極めて珍しく、その中で高い賃金を実現している取組みとしてはほとんど類をみないといえよう。高い賃金については、コスト削減と高付加価値農産物の生産、そして加工や販売まで行っていることによる。

また、法人の取組みは将来の日本農業の新しい可能性を示しているものであり、障がい者の就農の新しい可能性をも示しているといえる。

なぜなら、農業にとっては①生産者は安くそして安全に生産でき、②消費者にとっては購入する食物がより安心・安全であり、③地域や日本にとっては農地管理・新しい担い手創出および食料自給の向上につながるからである。もし「自然栽培」が本当に発展し広がれば「農業革命」となる。だが、この農業生産方法はこれからも技術にかかる研究、ノウハウの蓄積が不可欠であり、さらに栽培メカニズムにかかる実証研究が求められる。この取組みはまだ始まったばかりである。

障がい者にとっても、「自然栽培」は効率を追求する慣行農法ではなく、有機農業ということによる高付加価値農産物生産の実現、機械や資材をほとんど扱わない作業が多く、より自然に近い安全な仕事となることから、これまで以上に農業に従事しやすくなるといえよう。

当該法人の取組みは、今後の農業および障がい者就農に新たな視座を加える可能性がある。今後の取り組みに期待したい。